

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は、令和3年9月多度津町議会第3回定例会におきまして、1、新型コロナウイルス感染症爆発（パンデミック）の対策と台風9号及び大雨、長雨被害に対する支援策について、2点目に、地域の新たな移動手段としての低速電動車（GSM）の実証実験の取組例とコミュニティバスの運行について、3点目に、10月からのインボイス（適格請求書等保存方式）登録制度の申請による町内業者への影響についての3点を町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し質問を致します。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症爆発（パンデミック）の対策と台風9号及び大雨、長雨被害に対する支援策についてであります。

新型コロナウイルス感染爆発（パンデミック）が全国に広がり、各地で深刻な医療崩壊が起きており、入院できずに自宅で亡くなったり、救急搬送ができなかったりする事態が相次いで起こっております。香川県下でも感染者数が8月で月間最多1,992人になっており、これまで最多だった今年5月、730人の3倍近くになっております。夏休みやお盆シーズンで人の動きが増えた8月は感染力の強いデルタ株が急増し、新学期の始まったこの9月でも、子供への感染及び家庭内感染が拡大することが予想されております。

そして、人流抑制がされている中、残念ながら、オリンピック・パラリンピックが開催され、感染防止策に逆行した施策が取られました。そのような中で、今年は気象異変、気候変動により、5月12日には四国地方の梅雨入りが早く、1951年の統計開始から最も早い記録であり、梅雨明けが7月19日頃と2箇月余りにわたる長梅雨でございました。そして、7月8日、9日の2日間で、我が多度津町では153.5ミリの大雨、8月9日の台風9号、8月12日から8月20日までの多度津における8日間の降水量が197.5ミリもの大雨と多雨と日照不足、この日照不足は10日間で僅か2.1時間でありました。これにより、農作物及び水産物に多大な被害が出てきております。

このように、コロナ感染と異常気象により、町民は健康と暮らしにダブルパンチを受けており、生活が経済的に危機に瀕している訳でございます。

そこでお尋ねを致します。

コロナ関連でございますが、質問数が多いので一括質問を致します。そして、一括答弁をお願いしたいと思います。

第1点目、現在における町内でのコロナ感染者数は何名なのか。2点目には、男女別及び年齢別、職種別及び感染経路はどうだったのか。3点目には、ワクチン接種済み者は年齢別にどうなっているのか。また、12歳以上のワクチン接種済み者はどの位なのか。

4点目に、医療機関、介護施設、学校などでの感染状況はどうなのか。5点目に、県内の医療の逼迫度合いを示す病床使用率は何%で、入院率は何%なのか。6点目に、地域経済へ与えている被害状況やその対策についてはどうなっているのか。7点目には、デルタ株の子供への感染が広がることへの対策として、ワクチン接種対象年齢未満の園児

や児童がいる家庭への抗原検査キットを配布すべきだが、どうなのか。8点目には、ワクチン接種が進んでいない中高生や国が配布対象外としている学童保育の職員へのキット配布、定期的なPCR検査を保育所や幼稚園、学校職員にも実施すべきだが、どうなのか。9点目に、訪問診療、健康観察体制、また妊婦さんへの救急対応など、必要な外来医療、往診が提供できる仕組みになっているのかどうか。10点目に、感染者や濃厚接触者の検査、自宅待機等の症状の変化、入院できない不安などの具体的な問合せ支援策はあるのか。

以上10点について質問を致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員のご質問のうち、6点目以外のご質問について答弁をさせていただきます。まず、男女別及び年齢別、職種別、及び感染経路はどうだったかのご質問でございますが、本町における感染者数は9月8日現在、累計88名であり、男女別では、男性51名、女性37名、年齢別では、10歳未満児が4名、10歳代15名、20歳代26名、30歳代9名、40歳代14名、50歳代9名、60歳代7名、70歳代3名、80歳代1名となっております。職種別では、多い順に会社員が43名、学生11名、無職10名、アルバイト6名、医療従事者4名、団体職員、パート従業員、未就学児がそれぞれ3名、公務員、自営業がそれぞれ2名、会社役員1名でございます。また、感染経路につきましては、接触歴のある方が57名、残りの31名が感染経路不明となっております。

次に、ワクチン接種済みの者は年齢別にどうなっているのか。また、12歳以上のワクチン接種済み者はどのくらいなのかのご質問に答弁をさせていただきます。

9月6日時点のワクチン接種記録システムのデータによりますと、既に1回以上接種が完了した方は19歳以下943人、20歳代1,102人、30歳代1,415人、40歳代2,160人、50歳代2,074人、60歳代2,536人、70歳代3,154人、80歳代1,689人、90歳代527人、100歳以上16人で、12歳以上で接種済みの方は計1万5,616人でございます。

次に、医療機関、介護施設、学校などでの感染状況はどうなのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、それぞれ感染者が数名程度確認されておりますが、大規模なクラスターが発生したとの報告はございません。

次に、県内の医療の逼迫度合いを示す病床使用率は何%で、入院率は何%なのかのご質問について答弁をさせていただきます。

9月6日現在における県の入院患者受入れ確保病床数238床に対する入院患者数は104人で、病床使用率は43.7%であり、療養者数に対する入院患者の割合を示す入院率は23.3%でございます。

次に、デルタ株の子供への感染が広がることへの対策として、ワクチン接種対象年齢未満の園児や児童がいる家庭へ抗原検査キットを配布すべきだがどうなのかのご質問に答弁をさせていただきます。

尾崎議員のおっしゃるとおり、抗原検査キットを用いれば早期に感染が確認でき、学校等だけでなく、家庭内での感染拡大を防止する効果はあると考えますが、本町と致しましては、まずは接種率が低い若い世代へのワクチン接種を勧奨し、接種率の向上を図るとともに手洗いや消毒等、基本的な感染症対策の啓発により、引き続き感染拡大防止に努めてまいります。

次に、学童保育の職員へのキット配布、定期的なPCR検査を保育所や幼稚園、学校職員にも実施すべきだがどうなのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、保育所や幼稚園、学校の教職員に対して、町内に住民票の有無に関らず、早い段階でワクチン接種を終えております。これは、本町の子供たちへの感染を防ぎ、保護者が安心して通わせることができるための措置であり、関係施設の職員からの感染者は出ておらず、一定の効果があつたものと考えております。しかしながら、子供たちを含む若い世代への感染が広がる中、先ほどのご質問の抗原キットの配布と同様、PCR検査の実施につきましても、まずはワクチン接種勧奨による接種率の向上と基本的な感染症対策の啓発に努め、近隣市町の動向も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に、訪問診療、健康観察体制、また妊婦さんへの救急対応など必要な外来医療、往診が提供できる仕組みになっているのかどうかのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症をはじめ感染症に関する対応は保健所の役割となっており、本町の感染者は、中讃保健所が疫学調査並びに健康観察等を行っております。本県においては8月以降、感染者が急増し、多くの方が自宅療養または調整中となっております。本町における自宅療養者に対しても保健所が電話による健康観察を行っており、症状により、必要に応じて受診調整を行っております。また、妊婦につきましましては、濃厚接触者に特定された時点で病床を確保し、陽性となった場合は優先的に入院の措置が取られることとなっております。さらに、陽性となった妊婦が本町住民であった場合は、町保健センターの担当保健師とも連携し、寄り添い支援を行うこととなっております。最後に、感染者や濃厚接触者の検査、自宅待機等の症状の変化、入院できない不安などの具体的な問合せ支援策はあるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、感染者や濃厚接触者への対応は保健所の役目となっており、健康観察をはじめ問合せ等の支援については中讃保健所が行っております。また、自宅療養者につきましましては、中讃保健所の職員が電話による健康観察を毎日行っており、支援の具体策の一つとして、県が協定を締結している生活協同組合コープかがわが、希望者には10日分の食料品等を配達するなど、生活全般に対する不安の軽減や支援に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響と対策についてのご質問に

答弁をさせていただきます。

まず、地域経済への影響についてですが、県の「香川県の地域情勢及び日本銀行高松支店の香川県金融経済概況」によりますと、県内の令和3年7月の景況は、新型コロナウイルス感染症の影響により弱さを残しつつも一部持ち直しの動きがあるが、感染症再拡大の影響等から、個人消費は弱い動きとなっているとされてございます。また、多度津商工会議所の多度津町経済動向調査によりますと、2021年4月から6月までの令和3年度第1四半期の町内の現況によりましても、感染症の影響を強く受けた2020年4月から6月までの令和2年度第1四半期の落ち込みに比べると、やや持ち直したものの横ばいの状況が続いているとのこととでございます。町内事業者の経済的な影響については、今期の決算を待たなければ明らかになりませんが、感染症の動向が見通せず、厳しい状況が続くことで事業者が疲弊している状況とございます。このような状況を受け、本町では国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、事業者支援として、令和3年7月より1、多度津町持続化支援金交付事業、2、多度津町営業時間短縮協力金支援事業、3、多度津町感染症対策補助金交付事業の3事業を、また個人消費及び事業者支援として、多度津町プレミアム付商品券事業を始めております。

1、持続化支援金交付事業は、令和2年度の国の持続化給付金に上乗せ支給するもので、農業者、漁業者を含む幅広い事業者より当初の想定を超える申請があり、交付をしております。

2、営業時間短縮協力金支援事業は、香川県知事が令和3年4月から5月にかけて、飲食事業者に対して行った営業時間短縮の協力要請に応じた町内の事業者に対して、県の営業時間短縮協力金に上乗せ支給をするもので、こちらも想定件数を上回る申請を受理しております。

3、感染症対策補助金交付事業は、換気やウイルス抑制等の感染症対策に取り組みながら事業を続ける事業者を支援するもので、事業者から多数の問合せがございます。

また、多度津町プレミアム付商品券事業につきましては、多くの葉書による申込みがあり、多度津商工会議所において抽選を行いました。令和3年9月18日から商品券の販売を行い、利用期間は同日から令和4年2月20日までとなっております。これらの事業により、事業者支援及び個人消費の喚起を行うとともに、今後も引き続き景況や周辺市町の動向にも注視しながら、必要に応じて適切な対策を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目でございます。

大雨、長雨、日照不足、台風など気候変動による農作物、海産物の町内の被害状況はどのようなのか。次の3点について一括して質問を致します。

1点目には、ブドウ、米、麦、オリーブ、野菜、魚類などはどうであったのか。2点目には、町の減収補填対策及びコロナ禍での販売対策や価格保障制度や損害保険制度な

ど、被害者の救済対策はどうなっているのか。3点目に、また町独自の支援策はあるのか。3点についてお伺いを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の気候変動による農作物、海水産物の被害状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年も日本のみならず、世界規模で異常気象が報告されておりますが、本町も例外ではなく、議員ご指摘のとおり、統計開始以来、最も早い梅雨入りから最長となる65日間の長梅雨の中で、7月8日に午前7時から午前8時までの1時間当たりの降水量が45.5ミリという短時間での大雨を経験致しました。さらに、梅雨明け後の8月には月間降水量が平年の2倍を超える217ミリとなりました。また、日照時間が平年の8割を下回るなどの天候不順で野菜価格が上昇するなどの影響が現れています。本町では、農業従事者の方々から、長雨により麦の刈取りが行えなかった、また水路から溢れた水で畑が冠水したことにより野菜の収穫を断念した、また日照不足によりブドウの糖度が上がらないなどといったお声はお伺いしておりますが、明確な被害報告という形での届出は受理してございません。また、香川県農業協同組合多度津支店に確認致しましても、被害金額のような形での情報はないとのことでございます。

漁業に関しましては、町内の各漁業協同組合に確認しましたところ、多度津、白方両漁業協同組合では、漁業従事者からの被害報告はなかったとのことでございます。高見漁業協同組合につきましては、高見島に設置されている船揚場のクレーン設備の漏電の被害及び佐柳島に設置されている栈橋や外灯に損傷があったとのことでございますが、既に復旧しているということでございます。

米麦の買取り金額に代表される農作物の単価は依然として低下しておりますが、これについては、コロナ禍による飲食店の需要減少という要因も大きいと考えられており、気候変動による影響のみを数値化するのは困難と考えられます。

次に、コロナ禍や気候変動といった農業者の経営努力では対応できない収入減少への対策についてでございますが、香川県農業共済組合、いわゆるNOSA I香川において、農業経営収入保険という制度が運用されてございます。これは、農業者が自ら生産した全ての農作物の販売金額を対象とし、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を保障する内容となっております。青色申告を行っている農業者及び農業法人が加入対象であり、NOSA I香川によりますと本町では青色申告を行っている40経営体のうち、本年8月末時点で27経営体が加入しており、加入率という点では、香川県で最も高くなっております。なお、今回の天候不順による減収額につきましては、当該年度分の確定申告後にならないと明らかにならないため、現時点で推計することは困難です。このため、今後もNOSA I香川と情報を共有し、経済的被害を被った農業者に対する施策を検討してまいります。

また、町独自の支援策につきましては、本年6月に多度津町農業漁業従事者所得安定対

策補助金交付要綱を策定致しました。これは、農業者及び漁業従事者に商品販売の場を提供し、かつ委託を受けてこれを販売する事業者に対し、町内産の農産物、海産物等を販売することで、同従事者が継続的に収入を得ることができるよう、設備等の整備に補助金を交付するものでございます。

気候変動による影響は、長期にわたって被害を及ぼしたり、一定期間を置いて顕在化したりといったケースも想定されるため、今後も引き続き状況を注視しながら、国、県の情報収集に努め、必要に応じて遅滞なく適切に対策を講じてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

被害状況があまりよく分からないという農協とか他のことでございますが、実は、これについては、収入保険に入っていればいいんですが、残念ながら加入してない方が多い訳でございます。

そこで、やはり被害がひどいのはブドウでございます。これは、長雨でこのようにほとんどが裂果をし、腐っている訳でございます。このようにデラウェア、ピオーネ、それからシャインマスカット、このような状況でございます。これは2枚目ですが、これも全く同じ、このように腐っている訳でございます。それから、オリーブでございますが、台風9号により非常に根元から折れまして、大変な被害が出ております。特に、西風の強いところは根こそぎ、このように杭を打って、ちゃんとした支柱をしているのにも関わらず、このようになっている訳でございます。そのような中で実態は、やはり農業者にとって今年ほどひどい状況はないと言われております。私も経験したことでございますが、昭和49年、50年の冷夏、長雨、これを経験しました。2年続けてこういう状況でありますから、今回のこの気象状況は、非常に28年ぶりの気象異変でございます。そういう意味におきまして、個人の所得保障、これを収入保険だけに限らず、このような救済対策を取っていただきたいと思っております。

それから、また別になりますが、多度津町では、このようにブロック塀が倒れました。これは本通のあるところでございますが、これは撤去した後でございますが、このように横倒しになって壊れてしまった訳です。これは、片づけをした翌日でしたが、このような状況も生まれております。いかにこの台風被害がひどかったかというのが分かると思っております。

それでは、次に3点目にお伺い致します。

今年も熱中症の警戒アラートが発令されましたが、町の救急車出動による患者の搬送は何名だったのか。また、年齢別、屋内、屋外などの発生状況、症状の程度はどのようであったのかお伺いを致します。

消防長（阿河 弘次）

尾崎議員の熱中症警戒アラートが発令されたが、町の救急車出動による患者搬送は何名だったのかのご質問に答弁させていただきます。

熱中症における搬送件数は、9月1日現在で15件でございます。年齢別では10代2名、30代1名、40代1名、50代2名、60代3名、70代3名、80代2名、90代1名でございます。症状別では、軽症4名、中等症9名、重症1名、死亡1名でございます。発生状況につきましては、屋内で9件、屋外で6件であり、主な原因としては、屋内では仕事中心が3件、自宅内での発生が6件となっております。また、屋外においては仕事中心が2件、運動競技中心が2件などとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

大変多くの方が、中には死亡者があるということまで聞き、非常に胸の痛む思いでございます。今年は特に、日照不足、あるいは長雨、長梅雨のために、急に照ったりした時に、体温の変化ができなくて対応できなくて倒れると、こういう状況があらうかと思っておりますので、以後、町としても十分な施策を取っていただきたいと思います。

次に、4点目でございます。

気象のプロ、気象予報士とか防災業務士なんかがいますが、この方らを町役場職員に採用してはどうかということをお尋ね致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の気象のプロ、気象予報士や防災業務士を町役場職員に採用してはどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では平常時から高松地方気象台をはじめ、各分野の専門家と情報交換等を行い、連携して各種の災害に対応しているところであり、各分野の専門家の意見は有効性が高いと考えております。また、防災士に当たっては、地域の防災リーダーとしての地域住民の防災力の向上にご尽力されており、本町全体の防災意識の高揚に大きく貢献されているところでございます。

以上のことから、各種の専門組織と情報交換等の連携を図っているところであり、防災関係の専門家の雇用につきましても、本町の防災力を高める観点から災害時に有効だと考えられますが、近隣市町の動向等を踏まえ検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最近先ほども申しましたように、気候変動が非常に著しくなっております。こういう地球の温暖化の中で、このようなことがあります。私は、なぜそういうことを発言したかと言いますと、日常生活におきまして、気象が私たち町民の生活に関わることが大であります。そういう意味におきまして、気象プロ、詳しい人がやはり一人でもいた方が、町全体にとってもそれについては素早く対応できるかということで質問した訳でございます。

次に、地域の新たな移動手段としての低速電動車（GSM）、つまりグリーンスローモビリティの実証実験の取組例とコミュニティーバスの運行についてであります。

東かがわ市では昨年度末に東かがわ市地域公共交通計画を策定し、今年度から計画に基づき、事業の実施、検討を行っております。計画には、東かがわ市の公共交通の問題点を解決するため、基本方針や目標、その実現に向けた事業が設定されております。その事業の一つ、新たなモビリティ、つまり移動手段でございますが、この導入に向けた研究に対する事業として、グリーンスローモビリティ「わくわく号」、乗車定員が6名でございます。これを活用した実証運行をこの8月23日月曜日から11月29日月曜日まで実施することになり、新たな移動手段である東かがわ市に適するか、高齢者を始め日常の移動手段として地域に親しまれるものとなり得るかを実証運行を通して検証していく予定で取り組んでいる訳であります。

この計画に基づき事業を実施していくに当たり、広く公共交通施策全般に活用するよう、当初予算で、地域公共交通計画業務委託料約850万円を市の単独事業として計上しており、そこから当該事業に充当を予定しているとの市の説明でございました。

そこで、東かがわ市は70歳以上誰もが利用できる福祉バス、これは株式会社大川バスへ委託し、約40年前から実施をしておりましたが、路線バスに併用で多くの住民から、利用し難い、もっと細かく回る循環型小型バスを走らせて欲しいとの声が高まり、市長、市議選挙でも多くの候補者が公約にした結果、公約した市長が当選をし、市の地域公共交通計画を策定するために、市内の各方面から選任した地域公共交通活性化協議会で議論され、今年度、その具体化の一つとして、今回のGSMの実証実験となった訳であります。

既に三木町でも、昨年、令和2年10月3日土曜日から11月6日金曜日に実証運行を実施しており、脱炭素化の意識を高めるとともに、高齢者の方や小さなお子さんなどに親しまれ、生活交通としての可能性を探るために、その効果を検証しております。街角の皆さんとお話をしながら、地域の交通手段として、買物や病院へのお出かけなどで活用し、実証運行取りまとめ報告書を作成しております。報告書では、時代に即した次世代モビリティを中・長期的に検討していく必要があるとしていることでもあります。また、三木町には、従来からのノンステップバス、つまり車椅子でも乗車可能のコミュニティバスがあり、フリー乗車区間もあり、6コースを有料で運行しております。琴電上り下り、高松方面、長尾方面、大川バス、ことでんバスの路線バスとの連結した時刻表での三木町コミュニティバス時刻表を発行致しております。

また、綾川町でも坂出綾川線を公共交通バス実証実験運行中で実施をしており、町営バスとしてのコミュニティバスを6路線を町内で運行し、100円バスとして通勤、通学、通院やお買い物、観光や琴電駅を利用する場合など、またフリー乗車区間も設けており、利用者に好評であります。

そこでお尋ねを致します。

第1点目には、東かがわ市、引田町、三木町、綾川町、そして琴平町、宇多津町、これは私が令和2年12月議会で発言を致しました。このような例など、実証運行試験に取り

組んでいる市町が増えており、令和4年度からは我が多度津町も新庁舎に移転することになれば、町民の遠くなる、行きにくい、不便になる、この解消に繋がります。そして、地域公共交通における交通弱者に対する移動支援事業の取組に対し、我が多度津町でも思い切って重点施策として実現に向けて大いに取り入れて計画していくべきではないのか、お尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の地域公共交通における交通弱者に対する移動支援事業の取組に町として計画すべきではないかのご質問に答弁をさせていただきます。

議員もご存じのとおり、2015年に採択されたパリ協定に基づき、21世紀後半には温室効果ガス排出の実質ゼロが国際的な枠組みとして目指されております。低炭素社会の実現のために、環境政策を契機に、経済、地域などの諸課題の同時解決を図るような環境、経済、社会の統合的向上を具体化した取組が求められているところであります。議員のおっしゃるグリーンスローモビリティもその取組の一つで、公道を時速20キロ未満で走る4人乗り以上の窓のない電動車を活用した小さな移動手段であります。この車両はCO₂の排出量が少ないため、環境に優しく、また時速20キロ未満という速度制限となっておりますので、比較的安全に運転しやすいという特徴などから、主に離島やコンパクトな観光エリア等で実証実験が図られているようであります。

このように、環境に配慮した車両を利用し、地域住民の移動としての活用や観光客向けの新たなモビリティとして活用されることが期待されていると承知をしております。しかしながら、一方で、懸念されるところもありまして、車両が側面衝突に弱い構造であるということや制限速度より低速での走行のため、他の車両等への交通の妨げになり、特に交通量の多いエリアでは事故のリスクも高まるなど、利用者の安全面での不安があり、さらには遠方への移動の活用は不向きであるなど、諸課題が指摘されているところであります。本町におきましては、現在のところ、具体的な導入計画はございませんが、公共交通事業者に配慮しながら、今後、近隣市町や先進市町村を参考に、調査研究を行っていく必要があると考えております。

また、令和2年第4回の定例会でお答え申し上げましたが、コミュニティーバス事業ほかの代替事業の導入のためには、本町の厳しい財政状況においては、財源を捻出することは極めて困難であるため、当分の間は高齢者福祉タクシー事業を継続させ、引き続き町民の皆様の実情を把握しながら、本町にとっての最善策を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

実は、東かがわ市、引田町、三木町、綾川町へ行ってきました。そこで、今からお見せ致しますが、このように本当に、これはゴルフ場のカートですね、これは6人乗りなんです。このようなグリーンスローモビリティ事業、これをやっている訳でございます。これは実証実験でございます。今からやりますというんではないんです。これ

は、こういう風にして、これは引田町のマルナカセンターの前でございます。ここは引田駅から、あそこはご存じのとおり、引田町は古い町並みのところでございます。古い町並みを散策するのに、観光客、その他近隣のお買い物とか病院へ行く町民の皆さんの足としての実証実験なんです。それから、三木町でございますが、既にこれは令和2年8月23日から11月29日まで試験をして、済んでいるところでございます。その次が、今度は東かがわ市ということでやっております。ですから、このように非常に新しい交通の便利を皆さんにも知っていただいて、実証していくという取組でございます。

それから、先ほど財政的に厳しいというお話がありました。しかし、この三木町では、香川縣市町地域づくりモデル事業補助金、これを県から175万9,000円頂きまして、予算と致しまして、運転士としてシルバー人材センター、これには単価契約を致しまして、30日間で8時間で35万7,033円、それから車両対応として、これは三井物産オートモーティブ株式会社でございますが、これは契約を致しまして、48万5,450円。ですから、合わせて実証運行費用と致しまして84万2,483円でございます。このように、県からの補助をして十分に余る訳でございます。このように、非常に取組は前向きにしております。我々は、財政事情が厳しいのは分かっております。しかし、私がここで言いたいのは、やはり町民の交通権、それから生活権、この権利として捉えることが必要だと思えます。そういう意味で、庁舎も遠くなる、ますます不便になる、少子・高齢化で交通弱者が増える、こういう状況でありますので、是非これは早急に検討して取り組むと。そのためには、やっぱりそういう四者協議会を立ち上げる、これが最初でございます。そういう風に工夫をすれば、絶対にこれはうまくいく訳であります。

それから、多度津町も古い町並みづくりということでございますから、このグリーンスローモビリティのこういう実証実験をして、本当にいいということを実感すればいいと思います。

それから、12月議会で言ったのが、これは琴平ですね。これは今、運行しております「コトコト感幸バス」です。それから「みんなのお出かけバス」、これもお見せしましたが、このように全部、周辺では実証実験をして、それからの話になっておる訳です。最初から金がないと言うたんでは、それはもう事業としては成り立たないし、私がもう前から言ようように、人が動けば物が動く、物が動いたらお金が動く。地域経済を活性化して、やっぱり今、コロナで苦しんでいる中小、零細の商店、事業者、その他の人が、やはり人が動けるような、感染予防は十分したらいける訳です。これはトロッコ型ですから、開放して開けていますから、その密室の中ではないんです。それから、大勢乗る訳でもないし。それから、先ほど言いましたけど、交通麻痺になるがと。しかし、ご存じのとおり、琴平に行ったら、朝9時から夕方4時まで、それはもう幹線道路は通らない、先ほど言いましたように、交通ラッシュで交通麻痺になる、そういうことでございます。そういう風に、一工夫すれば町民の皆さんに喜ばれる、しかも環境に優しい、こういう交通政策は、今地域では必要だと、こういうことでございますので、是非

予算を組んで、試験運行というのはそんなに大したお金じゃないんです。ちょっと工夫していただければできるということで、その経費も捻出すればできる訳でございます。100万円以下でできておりますので。いつまでも、この実証実験をせよということではないんです。12月議会でも言いましたが、琴平では、環境庁からこの車両をしてくれということで借りて、無償で貸与して実験をしたということでございますから、最初から購入してやるとかというんじゃないくて、みんなの状況を見ながら、まず足を踏み出す、こういうことは新庁舎建設と同時に必要ではないかと思えます。よろしくお願ひします。

次に、2点目でございますが、住民主体の支え合いサービスとしての「移動サービス ちょい来た」が町社協として10月よりお試し運行開始予定ということでございますが、予算、利用登録人数、運転ボランティア数など具体的にどうなっているのか、お尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の「移動サービス ちょい来た」の予算、利用登録人数、運転ボランティア数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに予算についてですが、令和3年度の特別会計介護保険事業の当初予算において、100万3,000円を計上しておりましたが、香川県移動外出支援事業補助金が活用できることが決定しました。そこで、今回の定例会において114万2,000円の増額補正の提案をさせていただいておりますので、合計214万5,000円の予定であります。

次に、各人数についてですが、9月6日現在で利用登録人数は30名、運転ボランティア数は13名の方が活動に賛同し、登録していただいております。利用登録人数は現在も募集し、事前訪問をしている最中でありますので、10月5日からの試運転までにはもう少し増えると見込まれます。また、ボランティアにおきましても運転ボランティアのみならず、受付ボランティアの募集を企業等に社員を対象に周知していただけるようお願いを伺う予定でありますので、ますます増えることを期待しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問をしたいんですが、時間がないので、次に移ります。

最後に10月からのインボイス（適格請求書等保存方式）登録制度の町内業者への影響についてであります。

2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向けて、今年10月からインボイス発行事業者の登録申請が始まります。経過措置も含めて複雑な制度が多く、膨大な事務負担が中小業者やフリーランスの方の経営を直撃します。しかも、登録するだけで自動的に消費税の課税事業者になる仕組みでございます。インボイスは、税務署が発行する登録番号を記載した取引ごとにやり取りする伝票、つまり請求書、領収書、送り状などのことで、8%、10%の税率ごとにまとめた金額を記載します。仕入れ

や経費を支払う相手先からインボイスがもらえないと売上げに係る消費税から差し引くことができず、消費税の納税額が増えてしまいます。

そこで、お尋ねを致します。

これは法制度の質問なので一括質問を致します。

1点目は、年間売上高1,000万円以下の免税事業者は廃業の危機に陥ります。つまり、飲食店、一人親方、個人タクシー、建設業、フリーランスほか自営業者でございます。これになります。地域経済に与える影響は深刻になりますが、町はどう考えているのか。

2点目に、日本商工会議所は廃止も含め慎重に検討し、コロナ禍においては導入凍結を提言しており、日本税理士連合会は、見直し、少なくとも延期すべきだと言っておりますが、多度津商工会議所は制度見直しの決議はしているのかどうか。

3点目に、地域の多くの零細業者が取引課税業者、つまり発注側の仕事がもらえず排除されることになるが、町はどう考えるのか。

4点目に、課税農漁業者、免税農漁業者、産直組織など、全ての農業者、漁業者、団体の経営を直撃し、営農漁業破壊、経営危機に直面するが、町としてはどう考えるのか。

以上、4点について質問を致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の10月からのインボイス（適格請求書等保存方式）登録制度の申請による町内業者への影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

消費者の元に商品が届いたり、サービスを受けるまでには1、生産・製造者、2、卸売業者、3、小売業者などの幾つかの事業者を経由することになります。そして、その事業者それぞれが消費税を申告、納付することになるのですが、消費税を計算するに当たり、前の事業者が納めた消費税を差し引く必要があります。この前の事業者が納めた消費税額を証明する書類がインボイス（適格請求書）と言われます。インボイス制度、いわゆる適格請求書等保存方式が必要となる対象者は、消費税を申告、納付される事業者の方々です。消費税は、最終的に商品等を消費し、またはサービスの提供を受ける消費者が負担することになりますが、国への納付は事業者が行うことになります。

現行の消費税の制度では、二つの事業者があります。まず、課税事業者です。こちらは、課税期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者で、消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります。次に、免税事業者です。課税期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告及び納付を行う必要はありません。令和5年10月1日からインボイス制度が導入されることになっており、適格請求書等発行事業者、いわゆる登録事業者のみがインボイスを交付することができます。また売手である登録事業者は、買手である取引相手から求められた時は、このインボイスを交付しなければなりません。インボイスを交付することのできる登録事業者になることによって、現行では免税事業者である事業者

も課税事業者となり、消費税の申告及び納付をする義務が生じます。町内の課税売上高が1,000万円以下の中小企業、農業者及び漁業者は、これまで納税義務が免除されていた消費税を納付することになり、消費税の申告、納付の観点からすると、本来の課税方法になるとも言えます。

インボイス制度が導入された後、本町内での影響がどの程度になるのかを推計することは難しい状況です。しかし、現状のコロナ禍において事業収入が減少している事業者にとっては、経済的な負担を強いられることになることも考えられます。

町と致しましては、今後の国の動向を注視し、制度に係る情報を多度津商工会議所やJA及び農協等と共有してまいります。多度津商工会議所によりますと、同商工会議所のみでの制度に係る申入れ等は行っておりませんが、日本商工会議所が国の税制調査会等に対し、インボイスの導入は中小企業等に影響が多いとの理由で導入の凍結を申し入れる見込みであるということでございます。

議長（村井 勉）

これをもって13番 尾崎 忠義議員の質問を終わります。